

印紙税の非課税限度枠が拡大されます

現在、「金銭又は有価証券の受取書」については、記載された受取金額が3万円未満のものが非課税とされていますが、**平成26年4月1日以降**に作成されるものについては、受取金額が5万円未満のものについて非課税とされます。

(参考) ～「金銭又は有価証券の受取書」って何？～ (国税庁パンフレットより一部抜粋)

「金銭又は有価証券の受取書」とは、「領収証」、「領収書」、「受取書」や「レシート」はもちろんのこと、金銭又は有価証券の受領事実を証明するために請求書や納品書などに「代済」、「相済」、「了」などと記入したもの、さらには、「お買上票」などと称するもので、その作成の目的が金銭又は有価証券の受領事実を証明するために作成するものであるときは、金銭又は有価証券の受取書に該当します。

Q 税込金額で50,000円以上になるけど、税抜金額なら50,000円未満だから収入印紙の貼付はいらないかな？

A この場合、消費税等の金額を除いた取引金額が50,000円未満となるため、領収証に「一言」添えることで、収入印紙が不要になります。ただし、その「一言」がない場合、収入印紙の貼付が必要となるか否かは、領収証の額面で判断されますので注意が必要です。

詳細は下記“case”をご覧ください。

Case ～領収金額 50,400円(税込)の場合 <平成26年4月1日以降>～

領収証
50,400円
但し、飲食代として



収入印紙 200円の貼付が**必要**

領収証
50,400円
(消費税等2,400円含む)
但し、飲食代として

領収証
50,400円
(税抜48,000円)
但し、飲食代として



収入印紙 200円の貼付は**不要**

このように消費税等の金額を除いた取引金額を領収証に明示することで、印紙税の負担を少なからず軽減することが可能となります。

いくら分の印紙を貼付したらよいの？この書類には印紙の貼付は必要？等、ご不明な点がございましたら、お気軽に担当者までお問い合わせください。